

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

|    |  |
|----|--|
| 件名 | オンライン資格確認の導入等に伴う特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施について |
|----|--|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱（平成 26 年 11 月 7 日施行）第 5 条第 2 号に基づく報告

（担当部課：健康部医療保険年金課）

## 事業の概要

|      |   |
|------|---|
| 事業名  | オンライン資格確認導入等に伴う特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施   |
| 担当課  | 医療保険年金課   |
| 目的   | 新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第2号に基づく報告   |
| 対象者  | —   |
| 事業内容 | <p>1. オンライン資格確認の導入について（資料 61-1 参照）<br/>         国民健康保険法の一部改正に伴い、オンライン資格確認の全国一律の導入が法定化された。オンライン資格確認とは、保険医療機関等において提示された個人番号カード又は保険証をもとにオンラインで被保険者資格を確認するものである。このオンライン資格確認の導入によって、医療保険事務の円滑化が期待できる。なお、保険医療機関等において実際にオンライン資格確認が開始されるのは令和3年3月を予定している。</p> <p>2. 導入にともなう全体の流れ<br/>         (1) 特定個人情報保護評価（PIA）の実施<br/>         (2) システム改修<br/>             令和2年7月上旬予定（国保標準システムのバージョンアップ）<br/>         (3) 東京都国民健康保険団体連合会への個人番号事務委託<br/>             令和2年7月予定<br/>         (4) オンライン資格確認導入<br/>             令和3年3月予定</p> <p>3. 特定個人情報保護評価（PIA）について（資料 61-2 参照）<br/>         (1) 特定個人情報保護評価（PIA）を実施する理由<br/>         平成28年1月から国民健康保険における個人番号利用事務を開始するにあたり「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、平成27年度に特定個人情報保護評価を実施した。今般、令和2年度からオンライン資格確認を行うにあたり、個人番号事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託することになり、特定個人情報保護評価指針の別表に規定される「重要な変更」に該当する。<br/>         加えて、医療保険年金課では、令和2年度から国保事務センターの開設を計画している。同センター設置に伴って業務委託の追加及びシステム刷新が発生し、特定個人情報保護評価指針の別表に規定される「重要な変更」に該当する。<br/>         これらのことから、現時点での実施後、第三者点検を経て、当該個人情報保護評価の再実施を行う。</p> <p>(2) しきい値判断<br/>         令和元年4月1日現在の対象者数（被保険者数）が95,724人（現存のみであり管理している全データは10万人以上）、取扱者が271人（医療保険年金課59人、戸籍住民課72人、特別出張所140人）であることより、「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第4条第2項の規定に基づき『基礎項目評価』及び『全項目評価』を実施する。</p> <p>(3) 素案<br/>         資料 61-3 及び資料 61-4 参照</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>(4) 特定個人情報保護評価の主な実施スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告<br/>令和2年3月26日（令和元年度第9回）</li><li>② 第三者点検（専門性を有する外部の第三者による点検）<br/>令和2年4月中旬 ～ 令和2年5月中旬</li><li>③ 新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告<br/>令和2年6月（予定）</li><li>④ 国への特定個人情報保護評価書提出及び公表<br/>令和2年6月</li></ul> |
|--|---|